第3章 生活・環境(安全)

《福崎町の未来図ポスター》



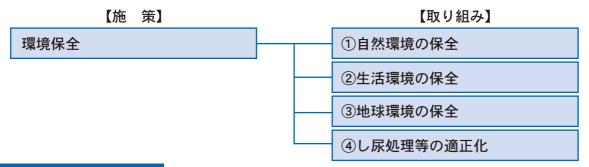
八千種小学校5年

ふじおかえみ な **藤岡笑那**

まちづくりの柱	第3章 生活•環境
施策	1 環境保全

快適な生活環境の実現をめざして、住民や事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、住民や町内事業所の参画が進み、環境保全、公害防止に対する意識の高揚、醸成が進んでいます。また、自然保護活動の充実や環境に配慮したライフスタイルが確立し、自然と共存する理想的な生活環境が構築されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

地球温暖化やPM 2.5 **など生態系に深刻な影響を及ぼす環境問題が進展するなかで、個人の身近な活動や社会全体における様々な環境への負荷の低減を図る取り組みが求められています。本町では、二酸化炭素削減に向けた取り組みとして、壁面緑化や太陽光発電システムの導入などに取り組んでいます。また、美しい自然を守り、公害のない快適で豊かな生活環境を将来の世代に継承していくために様々な取り組みを行っています。今後も、住民と行政、関係機関が一体となって環境の保全、公害の発生防止に取り組むとともに、省資源・省エネルギー対策を推進していく必要があります。また、し尿の適正処理については、公共下水道事業などへの接続を推進する必要があります。

① 自然環境の保全

健康ブームの追い風にもより、自然保護審議会主催による「自然歩道を歩こう大会」の参加者数が増えていることなど自然に親しむ意識は高まりつつあり、自然環境を保全する活動の取り組みがますます重要視されています。さらに、県などと連携しながら自然保護活動を担うリーダー育成が求められています。

② 生活環境の保全

町内各企業と公害防止協定を締結することにより、公害発生の未然防止に努めてきました。 下水道整備により身近な水路での水質の改善が見られます。近年では、野焼きに対する苦情や、 不法投棄などの様々な問題が顕在化しており、自然や生活環境を保全する対策が求められてい ます。

③ 地球環境の保全

「第3期福崎町地球温暖化対策実行計画」に基づく温室効果ガスの排出削減などの対策とともに、自らのライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギーなど身近な日常生活の場における取り組みなどを実行しています。今後も、環境負荷の少ない低炭素社会*に取り組む必要があります。

④ し尿処理等の適正化

し尿処理は、姫路市(旧香寺町・旧夢前町)及び神崎郡3町で広域により「中播衛生センター」で処理していますが、下水道接続にともない収集量が減少しています。今後は、公共下水道事業などの区域内については下水道への接続を推進する必要があります。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
水洗化率	61.9%	72.7%	75%
環境保全に関する取り組みの満足度	_	10.3%	15%

第2部 第3章

生活

◆町の取り組み

① 自然環境の保全

- 自然保護思想を浸透させ、自発的な自然保護意識の高揚を図るため、広報やホームページなど により啓発を行うとともに、「自然歩道を歩こう大会」など自然に親しむ機会の提供に取り 組みます。
- 自主的な保護活動への支援や地域リーダーの育成を行い、自然保護活動を充実させ、自然保護や 自然歩道の保全・整備に取り組みます。

② 生活環境の保全

- 環境問題及び公害防止対策についての一層の啓発活動の充実を図り、住民意識の高揚に努める とともに、美化運動などの促進や支援に取り組みます。
- 各種法律や町内各企業と締結している公害防止協定書に基づき、公害から自然や生活環境を 守るため、大気、水質、騒音、振動などの監視・指導に努めます。
- 不法投棄に対して、監視カメラを積極的に導入し、継続した監視活動を行ないます。

③ 地球環境の保全

- 広報誌やホームページなどで積極的に省資源・省エネルギーに対する情報を提供し、出前講座 などにより啓発活動を行ないます。
- 公共施設に対し積極的に再生可能エネルギー*を導入するとともに、個人住宅向けにも補助金 制度などの活用を促し、省資源・省エネルギー対策を推進します。

④ し尿処理等の適正化

- 中播衛生センター処理施設の円滑な施設運営及び処理効率の向上に努めるとともに、より効率 的な収集体制の整備を図ります。
- 公共下水道事業などの区域内については、広報やホームページなどで啓発を行い、公共下水道 などへの接続を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 自然に親しむ行事に積極的に参加し、自然保護意識を醸成
- 地域の身近な自然環境を地域で守り育てる活動の展開
- 地域ぐるみで環境保全意識の共有
- 環境美化・保全活動への参加
- 早寝早起きやグリーンカーテンなどの取り組みを実践し、温室効果ガス排出抑制への協力
- 再生可能エネルギーの導入の検討
- 下水道事業について理解を深めることによる下水道への接続

◆連携する施策

1-1参画と協働 1-2地域づくり 2-2学校教育 3-2循環型社会 5-1農林業 5-2商工業 6-4公園・緑地 5-3観光 6-3下水道

◆分野別計画等

• 第3期福崎町地球温暖化対策実行計画



自然歩道を歩こう大会

まちづくりの柱	第3章 生活•環境
施策	2 循環型社会

行政と住民・事業者が協力し循環型社会の構築をめざして、3R*を柱にごみの減量化と再資源化を 推進するとともに「ごみを出さない(出にくい)生活様式」の取り組みが行われています。

◆施策の構成

【施 策】	【取り組み】
循環型社会	①ごみの発生抑制と減量化の推進
	②リサイクルの推進

◆現状と課題

本町では、「福崎町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築をめざしてごみの適正処理に取り組んでおり、ごみの排出量は減少傾向にあります。今後は、清潔な生活環境を確保するとともに、限りある資源を有効利用し、持続可能な循環型社会を形成するため、3Rを柱としてごみの減量化、再使用、再資源化を促進する必要があります。また、住民サービスのより一層の向上をめざすため、効率的な収集の実施を検討する必要があります。一方、可燃ごみ処理施設については、維持補修の検討をしており、不燃・粗大ごみ処理施設については延命化の方向で姫路市と協議を進める必要があります。最終処分場については、可能な限り埋め立てを行います。さらに、広域的なごみ処理施設のあり方について検討していく必要があります。

① ごみの発生抑制と減量化の推進

本町でのごみの排出量は、減少傾向にあります。ごみの発生を抑制する住民の意識も高まり、コンポストなどを活用した生ごみの堆肥化も普及しつつあります。今後も、ごみの減量化を図るために、ごみの発生抑制への取り組みについて啓発・支援を行うとともに、分別排出の徹底や適正処理体制の確立を推進していく必要があります。

② リサイクルの推進

本町では、資源ごみ(空カン、空ビン、ペットボトル、古紙(新聞紙・雑誌類・ダンボール))の分別収集について、リサイクルを推進するため、平成20年1月からプラスチック製容器包装とミックスペーパーの2分別を新たに導入し、家庭系可燃ごみの減量化に取り組んでいます。ごみの排出量は減少傾向となりましたが、リサイクル率が伸び悩んでいます。今後は、リサイクル率を高めていくために、集団回収活動の活性化やリサイクル運動の展開が必要です。また、3Rの意識を継続的に啓発すること、資源ごみの分別収集を徹底することが必要です。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
リサイクル率	17.0%	12.4%	19.0%
ごみ処理量	7,683t	7,598t	6,600t

第2部 第3章 生 活

◆町の取り組み

① ごみの発生抑制と減量化の推進

- ごみ減量化機器の活用やマイバッグ持参など、減量化につながる運動の情報提供や啓発活動に 努めます。
- 処理施設については、延命化に向けた協議を姫路市と進めていきます。
- わかりやすく見やすいごみ収集カレンダーや分別表の作成に努めます。
- 事業者に対して減量化を呼びかけ、適正な処理方法を指導します。
- ごみの減量化に取り組む団体などの支援に努めます。

② リサイクルの推進

- 公共施設、公共関与事業における再生品の使用促進に取り組みます。
- 住民団体による集団回収や資源化を促進するために資源ごみの分別方法等について、広報やホームページなどにより情報発信・意識の啓発に努め、使い捨て防止、再生利用などごみの資源化に努めます。
- 事業者に対しても、ごみの減量化及びリサイクルへの取り組みについて協力を求めます。

◆住民等の取り組み例

- ごみ減量化における環境への影響を認識し、ごみ減量化機器の使用やマイバッグ持参などによる 減量化の推進
- 家庭系可燃ごみの減量化を図るため、資源ごみの分別収集の推進
- コンポストなどを活用した生ごみの減量化の推進
- 使い捨て防止、再生利用などのごみの資源化、再利用の3Rの推進
- 子ども会などの集団回収への積極的な参加

《事業者》

- 排出されたごみの減量化を周知徹底し、排出の抑制
- 資源化しやすい商品の製造を検討

◆連携する施策

1-1参画と協働 1-2地域づくり 1-5情報化と広域行政

2-2学校教育 3-1環境保全

◆分野別計画等

• 福崎町一般廃棄物処理基本計画



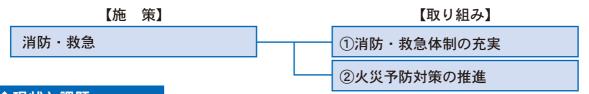
資源ごみ収集

生活・環境(安全)

まちづくりの柱	第3章 生活·環境
施策	3 消防・救急

消防・救急体制が充実することにより、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応でき、住民の生命と財産が守られているとともに、住民が心肺蘇生やAED*などの救命技術を身につけ、急病患者などの発生時に応急処置ができています。

◆施策の構成



◆現状と課題

常備消防である姫路市中播消防署と非常備消防が連携し、消防業務にあたり、住民の安全・安心のために活動を行っていますが、非常備消防においては団員確保が難しくなりつつあります。今後は、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応し、住民の生命と財産を守るため、消防・救急体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。特に、地域密着性や要員動員力を有する消防団の役割は重要であり、地域の安全を確保するため、消防団員の確保、育成強化が必要です。また、地域から火災を出さないために、住宅用火災警報器の設置啓発に努めるとともに自主防災組織等による防火訓練などの実施により、住民の防火意識の高揚を図る必要があります。

① 消防・救急体制の充実

消防団については、32分団、600人の消防団員が常備消防である姫路市中播消防署と連携し、消防業務にあたっていますが、各分団においては町外勤務者の増加などにより団員確保が難しくなっています。今後も、消防団員の確保や消防団の育成強化などの充実を図り、消防団の活性化と消防力の強化に努めるとともに、住民が安心して暮らせる消防・救急体制の充実を図り、常備消防などの関係機関との連携強化に取り組む必要があります。また、救急車の要請から現場に到着するまでの間における住民の救命処置と技術の普及が必要です。

② 火災予防対策の推進

本町では、火災予防のために、防火パレードをはじめ、防火訓練の実施や啓発活動を実施しています。今後も、防火訓練や啓発活動などを実施するとともに、住宅用火災警報器の設置を促すなど、さらなる火災予防に対する啓発及び意識の高揚に努める必要があります。

名	称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
火災発生件数		7件	13件	5件

• 消防団員の確保に努めるとともに、多様な訓練を通じて消防団員の資質の向上を図ります。 • 消防団員の安全を確保する装備品の充実を図り、消防ポンプなどの消防施設の計画的な更新や

・姫路市中播消防署と連携し、心肺蘇生法やAEDの使用などの応急処置の知識と技術を広く

• 姫路市中播消防署などと連携した火災予防運動の推進、住宅用火災警報器の設置を促進します。

生活 ・環境(安全)

第3章

第2部

◆住民等の取り組み例

② 火災予防対策の推進

◆町の取り組み

① 消防・救急体制の充実

消防水利の確保に努めます。

- ・消防団への入団
- 自主防災組織による初期消火訓練の実施

町民に普及し、救急・救助体制を強化します。

• 心肺蘇生法やAED講習を受け、応急手当の知識と技術の習得

• 防火パレードや年末特別警戒などによる防火啓発に努めます。

- 各種訓練や講習会などへの参加
- 住宅用火災警報器の設置

《事業者》

- 従業員などの消防団活動への配慮
- 事業者は、防火訓練や講習会などを実施し、自衛消防隊組織の強化

◆連携する施策

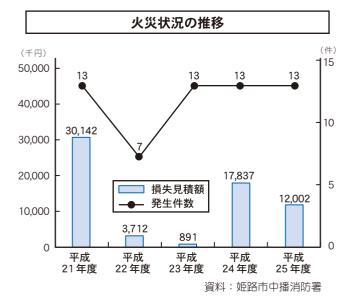
1-1参画と協働

1-2地域づくり

3-4防災・減災

4-2地域福祉

6-5市街地整備



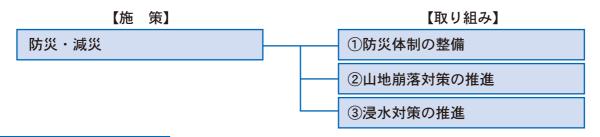


全国消防操法大会

まちづくりの柱	第3章 生活•環境
施策	4 防災・減災

日頃から住民自ら防災意識を持ち、災害時には住民自ら安全に避難を行っています。また、災害弱者や要援護者を地域住民が把握しており、災害時には自主防災組織が中心となって安全に避難・誘導が行われています。町は連携した防災体制が確立され、迅速な災害対応が行われており、災害時における防災情報も迅速かつ正確に住民に伝達されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町は、山崎断層帯の活動による大規模な地震が予想され、近年、ゲリラ豪雨**や宅地開発の進行による農地の減少、山林の荒廃による保水能力の低下などにより、浸水及び溢水被害が発生しています。また、地震などの災害に対して備えをしている世帯の割合は3割程度の状況です。このような複雑多様化している各種災害に対して被害を最小限に抑え、住民が安全・安心に暮らせるまちにするためには、住民、消防団、姫路市中播消防署、県及び防災関係機関が連携した防災体制の確立、防災備蓄倉庫などの防災施設の整備・充実、自主防災組織を中心とした地域防災力の向上と備えが必要です。

① 防災体制の整備

本町では、災害時の指針である「福崎町地域防災計画」やテロ事件などの予期しない緊急時に対応するための「福崎町国民保護計画」を整備し、防災体制を整えています。また、県などの防災関係機関との応援体制や自主防災組織の育成に努めています。自然災害は予期せず発生するため、日頃からの備えが必要であり、災害発生時には迅速かつ的確に対応することが不可欠であることから、住民、消防団、県などの防災関係機関が連携して防災対策を講ずる必要があります。

② 山地崩落対策の推進

林業の担い手の減少と共に山地へ人が立ち入らなくなり、山林の荒廃が進んでいます。がけ崩れや土砂災害の危険性がある地域においては、県との連携による砂防・治山・急傾斜地の対策事業が推進中であり、年次的に整備を進めているところです。今後も災害に強いまちづくりを進める必要があります。

③ 浸水対策の推進

農地の宅地化などによる自然の調整池機能の低下が進行し、集中豪雨などの際に河川、水路からの溢水などが発生しています。老朽化したため池については計画的に改修を進めています。今後については、県の「中播磨(市川流域圏)地域総合治水推進計画」に基づき浸水の発生を抑制し、被害を軽減する取り組みを充実させる必要があります。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
自治会防災訓練の実施件数	_	5件	10件

第2部 第3章

生活・環境(安全)

◆町の取り組み

① 防災体制の整備

- 避難所となっている公共施設の耐震化などを進めます。
- 防災備蓄品の整備拡充を行います。
- 町、関係機関、各種団体などと連携した防災訓練を実施します。
- 職員による災害時の初動体制を確立するため、図上訓練など、職員の情報伝達訓練を実施します。
- 町内量販店と災害時応援協定を締結し、食料品、日用品の優先供給に努めます。
- •「エリアメール*」、「ひょうご防災ネット*」など様々なツールを活用して、迅速な防災情報の 発信に努めます。
- 地域防災の担い手である自主防災組織などのリーダーの育成を支援します。
- 広報やホームページなどを活用して防災・減災に関する情報提供を行います。

② 山地崩落対策の推進

- 土石流、急傾斜地にかかる危険地域の実態把握に努めるとともに、県と連携して砂防・治山・ 急傾斜地対策事業などを実施します。
- 危険区域については県などと連携し、防災マップなどを活用した住民への周知に努めます。

③ 浸水対策の推進

- 河川では、堆積土砂の浚渫を行い、流下能力の向上を図るとともに、河川内の雑木伐採などを 行い、河川環境の美化に努めます。
- ため池では、未整備の防災ため池の整備、定期的な点検の実施、ため池管理者に対して適正な 維持管理の啓発に努めます。
- 浸水対策として、雨水排水事業の推進を図るとともに、学校の校庭や公共施設を活用した雨水 貯留対策について検討を進めます。

◆住民等の取り組み例

- 防災マップを作成するとともに、自主防災組織などによる災害発生に備えた避難訓練などの実施
- 近隣住民と避難経路の確認とともに、防災・減災対策について普段からの情報収集
- 災害による住宅被害に備えて「フェニックス共済*」への加入
- 災害時持出袋などの防災備蓄品の常備

《事業所》

• 地域の避難訓練や森林活動などへの参加

《土地・施設の所有者・管理者》

• 県が定める「総合治水条例*」の基本理念に基づき、実施可能な対策を実施したり保全したり することによる雨水の流出の抑制

◆連携する施策

1-1参画と協働 1-2地域づくり 3-3消防・救急 4-2地域福祉 6-3下水道 6-4公園・緑地 6-5市街地整備 6-6住宅

◆分野別計画等

- 福崎町地域防災計画
- 福崎町国民保護計画
- 福崎町水防計画

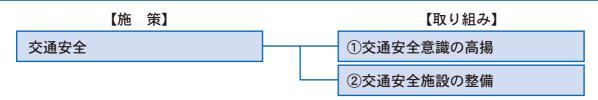


水防訓練

まちづくりの柱	第3章 生活·環境
施策	5 交通安全

一人ひとりが悲惨な交通事故を身近な問題ととらえ、交通安全意識が高まっています。また、自動車、 自転車、歩行者がそれぞれ安全に通行し、通学路の安全も確保されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町は、中国自動車道と播但連絡道路が交差するインターチェンジを有し、主要幹線道路の国道312号、県道三木宍粟線が南北・東西に通る交通の要衝地となっています。また、町道中島井ノ口線開通により、南北間の交通の円滑化やインターチェンジへのアクセス性向上が図られ、各種店舗が進出し、交通量の増加が見込まれます。交通事故発生件数は交通安全教室などの啓発活動や道路及び安全施設の整備などにより横ばい状態です。交通事故を防止する為、啓発の推進や交通安全施設の整備を行い、快適でうるおいのある、安全・安心なまちづくりが求められています。

① 交通安全意識の高揚

交通事故の形態については、自己中心的な行動によるものが多く、交通マナーの低下が危惧されます。また、長寿化にともない、高齢者や自転車が関連した事故が増加しています。今後も、交通安全対策会議や関連団体組織と連携しながら、積極的に啓発活動や街頭指導などを実施し、一層の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

② 交通安全施設の整備

本町では、必要に応じて警察署や県に対して信号機などの設置要望を行いながら、基幹道路や生活道路では道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めて危険箇所の解消に努めています。今後も、通学中の児童や高齢者などの交通事故を防止するため、適切な交通安全施設の整備を進める必要があります。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
交通事故発生件数	887 件	883 件	800件
人身事故発生件数	159件	130件	100件
交通安全教室開催数	33 🗉	34 🛭	34 🗉

生活

・環境(安全)

第2部

第3章

◆町の取り組み

① 交通安全意識の高揚

- 交通安全対策会議を中心に、自治会や学校で交通安全教室を実施、全国交通安全運動、交通事 故防止運動などの啓発活動や街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
- 広報などにより、高齢者の免許自主返納の促進など交通安全に関する情報の提供に努めます。

② 交通安全施設の整備

- 関係機関と連携し危険箇所の合同点検を実施し、交通実態を的確に把握します。
- カラー舗装・バリアフリー化などの歩道整備を進めるとともに、公共交通機関の利用促進など 交通弱者への安全対策を図ります。
- 歩行者の安全確保と自動車交通の円滑化のため、地域や兵庫県、公安委員会と協議し、交通安 全施設を整備します。

◆住民等の取り組み例

- 交通安全意識を高め、交通ルールを遵守し、思いやりの気持ちの保持
- 地域で交通安全の啓蒙活動の実施
- 車や自転車の安全運転の実施
- 子どもの自転車用ヘルメットの着用を徹底するなど小さいころから交通ルールの指導
- 子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけ

◆連携する施策

1-1参画と協働 1-2地域づくり 2-1保育・就学前教育

4-2地域福祉 2-2学校教育 6-1道路・交通



交通安全街頭キャンペーン

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	6 防犯

町、住民、各種団体が連携して防犯活動を推進するとともに、防犯環境の整備の充実に努めて、犯罪のない安全・安心なまちづくりが推進されています。また、防犯意識の高揚が図られ、地域の治安は地域が守るという新しい防犯活動が推進されています。

◆施策の構成

 【施 策】
 【取り組み】

 防犯
 ①防犯活動の推進

 ②防犯環境の整備

◆現状と課題

近年、犯罪の多様化、凶悪化が進行しており、住民の安全・安心に対する期待は高まっています。 本町では、福崎警察署をはじめ、防犯協会やボランティア団体などと連携してパトロールや啓発などの 防犯活動を実施しています。今後は、犯罪に巻き込まれないために防犯教室の実施やさらなる啓発活 動の実施が必要です。さらに、夜間の犯罪防止のため、防犯灯などの環境整備の充実が求められてい ます。

① 防犯活動の推進

福崎警察署をはじめ関係団体と連携し、街頭キャンペーンによる啓発活動や防犯パトロールなどを実施しています。近年では、各地域に設置してある消火栓器具箱の備品窃盗事案などが多発しています。今後は、関係団体だけでなく、まちぐるみで防犯活動を積極的に推進し、犯罪のない明るい安全な地域づくりを推進する必要があります。また、不審者情報などに関する情報の共有による防犯意識の高揚を図る必要があります。

② 防犯環境の整備

地域からの要望と緊急性を考慮しながら、防犯灯や啓発看板を設置し、青色回転灯装着車を 増車するなど、防犯環境整備を行っています。今後も、犯罪防止ため、防犯灯や啓発看板設置 など、さらなる環境整備の充実が求められています。



防犯キャンペーン

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
防犯パトロール回数	8 🗇	7回	12回
犯罪認知件数	496件	425件	400件

• 関係団体と連携し、防犯パトロールや街頭キャンペーンなどによる防犯活動を積極的に行い、

•携帯電話などのメール機能を利用した「ひょうご防犯ネット*」の登録を推進し、防犯情報の

• 犯罪の発生予防のために、防犯カメラ、防犯灯、啓発看板等を設置するなど、防犯環境の整備に

• 通学路など、必要な場所での「防犯連絡所*」や「子ども110番の家」の設置を進めるとともに、

• 町内事業所などと連携した防犯パトロールなど、まちぐるみで防犯活動を推進します。

第3章

第2部

◆住民等の取り組み例

- 地域の大人による子どもの見守り
- 地域の防犯活動や防犯教室への参加
- 地域ぐるみであいさつなどの声かけ運動の展開

防犯意識の高揚と犯罪予防に取り組みます。

- •「ひょうご防犯ネット」への登録、防犯情報の取得
- 戸締りを徹底し、門灯・玄関灯の点灯への協力
- 地域内の危険箇所を点検し、子どもみまもり隊や夜回り隊などにより犯罪を起こしにくい環境・ 体制づくりの整備

《事業所等》

◆町の取り組み

① 防犯活動の推進

共有に努めます。

② 防犯環境の整備

努めます。

• 防犯灯・防犯カメラなどを設置し、自主防犯の実施とともに、犯罪の起きにくい環境づくりへの

◆連携する施策

1-1参画と協働

1-2地域づくり

研修会などを実施して地域での防犯体制の強化を推進します。

2-4青少年健全育成

3-7消費者対策

4-2地域福祉

6-6住宅

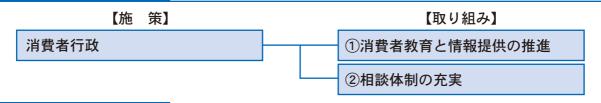


地域安全神崎郡民大会

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	7 消費者行政

消費者意識が向上し、消費者が的確な判断力を身につけて、契約やサービス内容の適正化が図られ、 自主的な消費者団体活動の活性化が図られています。また、高齢者や若年層に関わる機関や地域住民・ 家族などへの消費者教育の充実がなされ、消費生活トラブルが減少し、自立した消費者の安全・安心 なくらしが実現しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

消費者行政では、地球環境問題への身近な取り組みや、安全で安心なゆとりある家庭生活の実現をめざして、生活科学センターを拠点に消費生活に関する情報を広報誌に掲載し情報提供するとともに、消費生活相談など消費者の利益確保や支援を行っています。地域への消費生活に関する講座や、高齢者を対象とした講座を行うなど啓発の充実を図っていますが、新たな手口による被害が後を絶たない状況です。このような中で、消費者の安全・安心なくらしを推進していくためには、消費者が自主的に的確な判断力を身につけ、行動できるよう情報提供・消費者教育の充実及び消費者団体などの活動を通して、さらなる消費者意識の向上(消費者力アップ)を図る取り組みが求められています。

① 消費者教育と情報提供の推進

消費生活の複雑・多様化が進む中で、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、振り込め詐欺や架空請求などの犯罪が後を絶たず、高齢層・若年層が巻き込まれる消費者トラブルが増えています。今後も、消費者被害の未然防止・拡大防止を図り、消費者の権利を尊重し、自立を促すために、消費者教育と情報提供を推進する必要があります。

② 相談体制の充実

消費生活相談内容が年々複雑・多様化している状況です。相談窓口の機能強化を図るため、 平成22年4月から生活科学センター内に神崎郡消費生活中核センターを開設し、神崎郡3町 (神河町・市川町・福崎町)で運営しています。今後も、専門知識を有する相談員が行う啓発活動や相談業務の充実を図り、さらなる相談体制の強化に努める必要があります。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
出前講座の実施回数	14 🗆	23 🛭	30 🗉
出前講座の参加者数	_	634人	800人

第2部第3生活・環境(安全)

◆町の取り組み

① 消費者教育と情報提供の推進

- 法律に基づく商品の計量・表示・規格の適正化を図ります。
- 地域住民への消費者教育を実施し、知識向上に努めます。
- 消費者問題に関する情報を広報誌・パンフレット・関係機関のホームページ・消費者団体での 活動などを通じて情報提供します。
- 安全・安心なくらしの実現をめざし、地域住民及び学校なども対象に幅広い年齢層への消費者 教育・啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- 専門の消費生活相談員による消費生活相談窓口を充実させ、消費者からの苦情や相談の対応や 消費生活に関する情報提供並びに啓発などに努めます。
- 消費者団体への活動支援を行います。
- 県・関係機関が実施する研修へ参加し、消費生活専門相談員の育成やレベルアップに努めます。

◆住民等の取り組み例

- 消費者問題に関心を向け、消費者団体や地域の活動への参加
- 啓発事業への参加や広報誌などで情報収集の実行
- 問題が大きくなる前に関係機関への相談

◆連携する施策

1-1参画と協働

1-2地域づくり

2-2学校教育

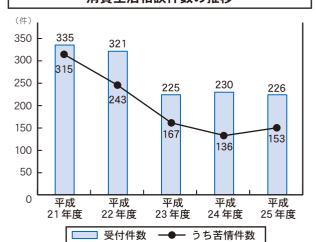
2-4青少年健全育成

3-6防犯

4-2地域福祉

4-3高齢者福祉

消費生活相談件数の推移



資料:生活科学センター



くらしの安全・安心推進員による 悪質商法被害防止の啓発の様子

第4章 健康・医療・福祉(安心)

《福崎町の未来図ポスター》



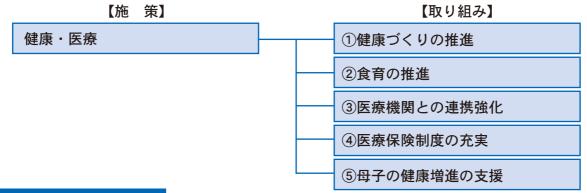
八千種小学校6年

ふじた もえ **藤田 萌**

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉(安心)
施策	1 健康・医療

医療体制が充実するとともに、住民が自主的に健康づくりに取り組み、健康づくりの輪は個人から 家族へ、地域へと広がり、町全体がいきいきと健康で明るくなっています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町では、健康づくりを意識している人の割合は高いが、健(検)診の受診率は低い状況です。また、ほとんどの住民が保健・医療の充実に関心を持っている反面、満足度は約3割しか得られていません。 医療機関の不足、医療制度の複雑化などの要因が考えられます。今後、母子を含め各世代における健 (検)診体制及び診療体制の整備を図り、多くの住民から満足を得られるようにする必要があります。

① 健康づくりの推進

特定健診や各がん検診を行っていますが、受診率は目標を下回っており、さらに意識啓発を行っていく必要があります。住民自らが、積極的に健康づくりに取り組むことができるよう「気功教室」や「いずみ会」における食生活改善などの健康づくり活動を開催しています。今後も健康を維持するため、自分に合った方法を見つけ、継続していただくための支援やリーダー育成が必要です。

② 食育の推進

平成23年策定の「食育推進計画」に基づき、推進が行われ、「食育」の関心が高まりました。全世代の住民に食育意識を広げ、健康づくりを進めていくことが必要です。

③ 医療機関との連携強化

国の医療体制に基づき、適切な医療が受けられる体制の整備が進んでいます。休日・夜間診療は救急医療機関が町内にないため、郡医師会が輪番制で休日診療を行っています。救急医療は医療圏域ごとに救急センターが整備され、ドクターへりの運航も開始されています。今後は医療制度の改革にともない、在宅医療を進めるための仕組み作りが必要です。

④ 医療保険制度の充実

都道府県が国保の保険者となる改正が進められています。がん治療をはじめ高額医療費が増える中、ここ数年は、生活習慣の改善や人間ドックなどの受診により医療費が抑制傾向にあります。今後も医療の適正化に努め、医療保険制度の安定的な運営を推進する必要があります。

⑤ 母子の健康増進の支援

核家族化や少子化、高齢出産妊婦の増加により、育児不安の強い親が増えています。また、発達に課題のある子どもなど、継続的な支援を必要とするケースが今後も増加することが予想されます。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
特定健診受診率	30.5%	38.4%	50%
健康・食育教室等参加者数	3,676人	5,107人	6,000人

◆町の取り組み

① 健康づくりの推進

- 誰もが受けやすい健診体制の整備と、健診に対しての意識啓発を行い、受診率向上をめざします。
- 様々な健康づくりの機会や場所を提供するとともに、住民の自主的な健康づくり活動を支援して、 自分に合った方法を見つけられるように支援します。
- 住民の多様な保健に関するニーズにこたえられるよう、研修の機会の確保するなど、職員の スキルアップに努めます。

② 食育の推進

- •「第2次食育推進計画」を策定し、さらに食育意識の向上に努めます。
- 家庭、地域、学校などの関係機関と連携を取りながら、食を通じた健康づくりを町全体で取り 組みます。
- もち麦の健康機能のPRに努め、食事に取り入れてもらい、町民の健康と医療費削減をめざします。

③ 医療機関との連携強化

- 救急医療や先進医療などの新たな医療制度の推進と住民への情報提供に努めます。
- 地元の医療機関と連携して、かかりつけ医の普及を図ります。

④ 医療保険制度の充実

- 疾病予防などの啓蒙活動や早期発見早期治療のための健康診査の実施に取り組みます。
- 重複受診を避ける、ジェネリック医薬品*の利用を推進するなどの医療適正化を推進します。
- 保険税の賦課、収納の適正化を図り制度の継続に努めます。
- 予防接種の受診記録などを管理する健康管理システムの整備を進めます。
- 福祉医療の継続により、病気の早期発見、早期治療を促し、子どもや重度障がい者、母子家庭 等が安心して治療ができるように支援します。

⑤ 母子の健康増進の支援

- 安心して妊娠、出産、育児ができるよう、相談や教室、健診の体制を整えます。
- 予防接種や妊婦健診の助成などの経済的支援を継続します。

◆住民等の取り組み例

- 積極的に健(検)診を受け、必要なときには医療機関での受診
- 地産地消を心がけ、健康づくりのために食育を意識した食生活の実践
- 新しい医療制度や必要な医療が受けられる医療機関を把握するため、広報誌やインターネット での情報収集
- 身近なところでかかりつけ医の保持
- 健康長寿をめざし、生活習慣の改善を行い、自分自身の健康管理の実践

《母子》

- 精神的にも身体的にも、健康に出産・育児ができるよう、食育・運動などの健康づくりの実践
- 母と子の健全育成のために、定期的な健診や相談を受け、予防接種を受診

《大学》

• 健康づくりのリーダーとなって、健康づくり組織の支援

《民生児童委員や地域住民》

• 相談役や見守り役として、妊婦や乳幼児への温かいサポートの実施

《店舗や事業所》

•「食の健康協力店」に登録するなど健康を意識した食の提供

◆連携する施策

1-1参画と協働 1-2地域づくり 2-1保育・就学前教育

2-2学校教育 2-3子育て支援 4-2地域福祉

4-3高齢者福祉 5-1農林業

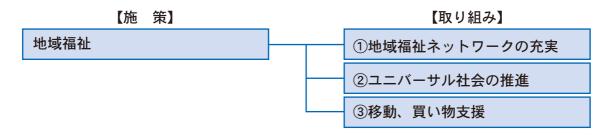
◆分野別計画等

- 福崎町健康づくり計画
- 福崎町食育推進計画
- 福崎町第2期特定健康診査等実施計画

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉(安心)
施策	2 地域福祉

行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべての主体が、自 発的・積極的にそれぞれの役割を担い、「共に生きる社会づくり」が具現化されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

価値観の多様化や生活様式の変化、少子高齢化、共働き世帯の増加による地縁、知縁、社縁の希薄化などにより、地域福祉活動の担い手不足が進んでおり、地域をつなぐしくみづくりが求められています。また、みんなが住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るためには、公的なサービスの充実や住民同士の協働による地域福祉の向上とともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備などの必要があります。さらに、施設整備だけでなく交通弱者や買い物弱者への移動支援や買い物支援の対策などが求められています。

① 地域福祉ネットワークの充実

現在、自治会、ボランティア、行政などで地域福祉に関する様々な取り組みが行われていますが、十分とは言えない部分も多くあります。また、障がい者への理解なども含め他者の理解や配慮が十分とは言えない部分もあります。さらに、人との関わりを敬遠し、狭く浅い人間関係となる方が増え、社会的問題を誘発するケースも懸念され、これからは地域住民同士のつながりの強化が求められています。また、住み慣れた地域、自宅での生活を送ることが望まれており、社会福祉協議会などの関係団体と連携・協力し、地域での支えあう仕組みづくりを構築する必要があります。

② ユニバーサル社会の推進

公共の場の段差解消や誘導ブロックの設置など「バリアフリー新法*」や「兵庫県福祉のまちづくり条例*」に基づいた施設整備を引き続き進める必要があります。

③ 移動、買い物支援

交通弱者といわれる高齢者や車に乗れない方の通院や買い物といったニーズに合った移動手段の確保が求められています。また、地域の小売店の閉店と相まって、近年買い物に不安を 感じる高齢者が増加しています。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
社協のボランティア登録団体数	51 件	47 件	55件
巡回バスの利用者数(運行日1日当り)	42人	44 人	50人
人生80年いきいき住宅改修助成件数	12件	11件	15件

◆町の取り組み

① 地域福祉ネットワークの充実

- •「自律(立)のまちづくり交付金事業」などの交付金・補助金事業を創設し、実践活動の場作 りを推進するとともに、効果的に運用されるよう改善を重ねます。
- 広聴の場を作り、住民や企業、団体などへの啓発と参画、連携の機会づくりを行います。
- 社会福祉協議会と連携し、「地域総合援護システム*」の活性化やコミュニティ活動の促進、ボラ ンティア活動の活性化など、住民活動を支援するとともに、医療、介護など他の関係機関とも 連携、協力することで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括 ケアシステム」の構築に努めます。

② ユニバーサル社会の推進

- 施設などはユニバーサルデザインや「福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を行います。
- ユニバーサルデザインに配慮した住宅の改修に対して相談や費用の助成を行います。

③ 移動、買い物支援

- 利用者のニーズに合った巡回バスの運行や外出支援事業など、移動手段の確保に努めます。
- 商店が出店しやすい環境づくりに努めます。

◆住民等の取り組み例

- 地域のまちづくり活動やボランティア活動への参加
- 地域住民による移動支援や買い物支援などの体制づくりの検討
- ユニバーサル社会の推進について理解し、福祉のまちづくりの推進

《大学》

- 企業、NPOなどは、共に助け合う地域社会の実現のため、特性を生かして地域課題に取り組 める相互協力体制の構築
- 福祉のまちづくりへの参画

《事業者》

• ニーズに合った移動手段の提供や買い物弱者へのサービスの提供

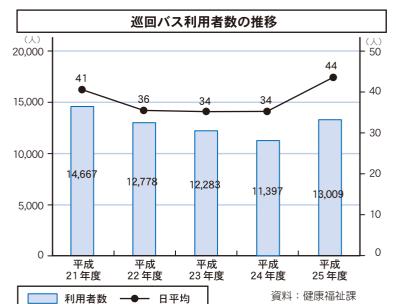
◆連携する施策

1-1参画と協働 1-2地域づくり 2-3子育て支援 3-3消防・救急 2-4青少年健全育成 3-4防災・減災 4-4障がい福祉 4-1健康・医療 4-3高齢者福祉

4-5自立支援

◆分野別計画等

• 福崎町地域福祉計画



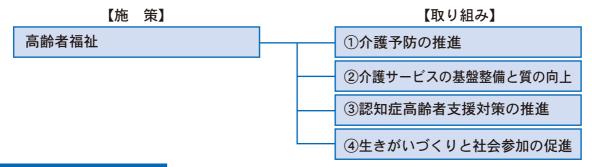


巡回バス

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉(安心)
施策	3 高齢者福祉

「高齢者福祉計画」などに基づいて、保健・医療・福祉が連携することで、地域全体での支えあいや 在宅福祉を中心とした施策(地域包括ケアシステム)が充実し、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み 慣れた地域で安心していきいきと生活ができています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町の高齢化率は年々上昇傾向にあり、核家族化による高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増えています。今後さらに高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく必要があります。

① 介護予防の推進

ほぼ全ての集落で住民の主体的な介護予防活動が行われていますが、予防の必要な方や男性の 参加が少ないという参加者側の課題や地域のリーダーの育成などが求められています。

② 介護サービスの基盤整備と質の向上

重度の要介護状態で、特別養護老人ホームへの入所を希望しながら在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在しています。できる限り住み慣れた地域で過ごせるよう、「地域密着型サービス*」の事業所などの増加が求められています。

③ 認知症高齢者支援対策の推進

認知症患者は増え続けています。本人に自覚症状がなかったり、受診の手立てがないなどの 理由により発見が遅れがちです。また、周囲が病気を十分に理解していない場合や、本人が 家族からの支援に遠慮がちであったりしています。

④ 生きがいづくりと社会参加の促進

平均寿命の延伸により後期高齢者が増加していますが単身や昼間独居の高齢者は外出する 機会が減り活動力が低下しがちです。今後は、健康寿命の延伸に取り組む必要があります。

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
地域ふくろうの会参加者数	_	1,555人	2,000人
要介護認定率	16.2%	17.4%	18.6%

第2部

第4章

◆町の取り組み

① 介護予防の推進

- 住民へ介護予防についての知識の普及と啓発を行います。
- 介護予防の「ふくろう体操」や閉じこもり予防でもある「ふれあい喫茶」など、地域が主体と なり取り組む活動の継続支援と推進に向けての環境づくりを行います。
- 地域リーダーの育成について、研修会を実施するなど支援を行います。

② 介護サービスの基盤整備と質の向上

- できる限り住み慣れた地域で過ごしてもらえるよう、「地域密着型サービス」の事業所などの 参入を促します。
- 必要なサービスを安心して利用できるよう、その質の向上を図りつつ、介護サービス事業所や 介護支援専門員を支援します。

③ 認知症高齢者支援対策の推進

• 高齢者一人ひとりの実態や希望に応じた包括的・継続的な生活支援体制づくり(地域包括ケア システム構築)や、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、日常生活自立支援事業や 成年後見制度の利用支援を推進します。

4) 生きがいづくりと社会参加の促進

- 社会福祉協議会やシルバー人材センターなどと連携を図りながら、ボランティアなどの社会貢 献の機会・場づくりや就業機会の確保を図ります。
- 老人大学などで生涯学習の場を提供するとともに、健康づくりではスポーツ・レクリエーション 活動への参加の機会をつくります。
- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織としての老人会などの活動の場の確保を支援していき ます。

◆住民等の取り組み例

- 介護予防活動への参加とともに、自ら進んで介護予防の実践
- 支援の担い手としての社会参加の実施
- 介護の重度化を防止するため、ケアマネジャー*の支援を受け、サービスの適切な利用の実践
- 認知症の方が不安なく安心して暮らせる環境づくりを推進するため、認知症の方に自然体で 声掛け、見守り、行動の支援
- 自分の能力を生かした活動、興味関心がある活動などの取り組みの実践

資料:健康福祉課

《介護保険事業者》

• 町と連携を取りながらサービスの質の向上

◆連携する施策

1-1参画と協働

1-2地域づくり

2-5牛涯学習

2-8スポーツ・レクリエーション 5-2商工業

4-1健康・医療 6-1道路・交通 4-2地域福祉

◆分野別計画等

第5期福崎町ゴールドサルビアプラン

要介護認定者数・介護保険給付費の推移

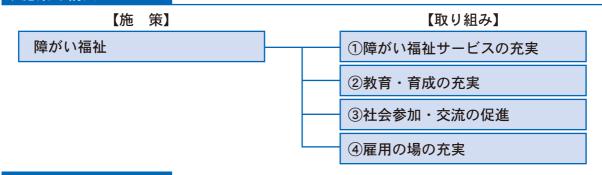


グラウンドゴルフ大会

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉(安心)
施策	4 障がい福祉

障がいの有無に関わらず、世代を超えて支えあいながら健康で文化的な生活が行われるまちづくりが 実現されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

障がい者が住みなれた地域社会で、その一員としていきいきと安心して生活できるまちづくりが 重要となっています。そのためには、障がいのある人が障がいの種別にかかわらず地域の人々とともに 支えあいながら地域の中で自立した生活を送るために、障がい福祉サービスや医療など利用者が必要 とするサービスの質・量を確保しなければなりません。また、障がいの特性や希望するライフスタイ ルに応じた情報提供やサービス提供を行うことで、一人ひとりの個性と能力を最大限発揮できるように 支援していく必要があります。

① 障がい福祉サービスの充実

個々のサービス利用計画の作成が義務付けられるようになり障がい福祉サービスの利用が年々増えています。しかしながら障がい福祉サービスを提供する事業者に限りがあること、近隣に事業所が少ないことなどで、サービスを受けたくても受けにくい事があります。今後は障がい福祉サービス提供事業者の参入を促進する必要があります。

② 教育・育成の充実

発達障がいを持つ子どもや特別な支援を必要とする子どもには教員の加配や施設の整備を行い、 地元での教育を受ける機会の確保を行っています。教職員へ障がいに対する専門知識の習得に 向けての研修機会を充実する必要があります。

③ 社会参加・交流の促進

障がいに対する理解が広まりつつありますが、社会参加できていないのが現状です。障がいには内部障がいや発達障がいなど目に見えにくいものもあり、周りの人の理解が得にくいこともあります。また余暇活動の充実は障がいの有無に関わらず大切なことです。障がい者スポーツの普及など地域との交流が図れるきっかけづくりに取り組む必要があります。

④ 雇用の場の充実

障がいのある人の企業での法定雇用率は十分でない状況です。障がいのある人を雇用する場合、 障がい特性に応じた業務や環境整備が必要となり企業だけでは対応に苦慮する事が考えられます。 また一般就労が難しい障がいのある人への福祉的就労の場の十分な確保を行う必要があります。

第4章

◆町の取り組み

① 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が希望するサービスを利用できるように事業所の進出を促します。

② 教育・育成の充実

- 乳幼児健診などにより障がいのある子どもを早期発見し、専門相談や療育支援につなげます。
- サポートファイル*を作成し、学校などに引き継ぎ適切な支援を継続します。
- 支援する関係機関の情報共有や連携の機会を設け、子どもが自立し、安心して地域で生活できる 包括的な体制を構築します。
- 障がいに対する研修会の充実を図り、専門知識を持つ教職員を配置します。

③ 社会参加・交流の促進

- セミナーや講演会などの機会を通じて、障がいのある人に対する正しい理解や啓発を行います。
- 講演会での手話通訳者・要約筆記者の派遣や磁気ループ*の設置など、障がいのある人が参加 しやすい環境整備を行います。
- 障がい者スポーツ大会などへの参加や、地域住民との積極的な交流を推進します。

④ 雇用の場の充実

- ・ 職員採用において法定雇用率を遵守します。
- ハローワークなどの関係機関と連携し、町内の企業へ障がいのある人の雇用について、就業体 験や雇用の受け入れの依頼などを行います。
- 就労系障がい福祉サービス提供事業所*の製品の優先発注に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 障がいのある人が身近な地域で生活が行えるように、障がいの理解に向けて研修会などへの参加
- 悩みを一人で抱え込まず、相談支援事業所への相談
- 就労系障がい福祉サービス提供事業所の製品の購入

《大学》

ボランティア活動支援センターの活動の支援・周知

《事業者》

- 障がいのある人の雇用に向けて採用活動の実施
- ・従業員に対して障がい特性を理解するための研修会の実施

◆連携する施策

1-1参画と協働

1-2地域づくり

2-1保育・就学前教育

2-2学校教育

4-2地域福祉

4-3高齢者福祉

5-2商工業

6-1道路・交通

◆分野別計画等

- 第2次福崎町障がい者プラン
- 福崎町第3期障がい福祉計画

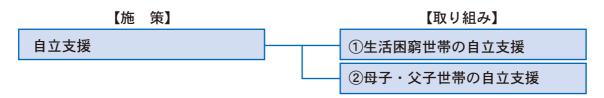


中学校車いす体験学習

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉(安心)
施策	5 自立支援

生活などの援助を必要とする世帯が減少し、誰もが自立した生活を送れる地域社会が実現しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

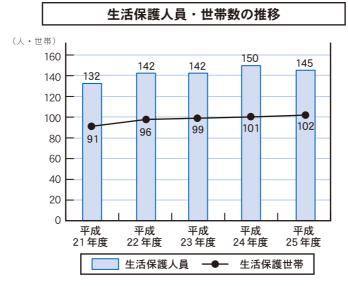
全国的に生活保護世帯が増加しており、本町においても相談件数が増加しています。雇用情勢はまだまだ厳しい状況にあると考えられ、生活困窮世帯への適切な相談・援助体制を充実するなど、自立への支援が求められています。また、離婚の増加などにともない母子・父子世帯が増加しており、関係機関と連携して相談・支援や自立の促進を図るとともに、子どもの健やかな成長に努める必要があります。さらに、地域の連携により、自助・共助の福祉社会を進め、家庭などの生活安定を図り、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を進めます。

① 生活困窮世帯の自立支援

景気の低迷や高齢化の影響もあり、生活困窮者からの相談は増加しており、引き続き、生活 困窮の原因を分析し、関係機関と協力して問題の解決や支援にあたる必要があります。

② 母子・父子世帯の自立支援

未婚の一人親世帯や離婚による母子・父子世帯が増加しており、母子家庭については、パートなどの不安定雇用が多く、経済的な支援が必要であるとともに、父子家庭についても、仕事と育児との両立をはじめ様々な支援が求められています。



資料:健康福祉課

◆町の取り組み

① 生活困窮世帯の自立支援

• 地域の民生委員・児童委員などと連携し、生活困窮者の把握に努め、相談や経済的支援など、 関係機関と連携し、自立への相談・支援に努めます。

② 母子・父子世帯の自立支援

- 母子・父子などの援助を要する世帯に対し、県などの関係機関と連携して自立のための相談・ 支援に努めます。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携し、地域福祉活動を推進します。
- 医療費助成の充実などに努めます。

◆住民等の取り組み例

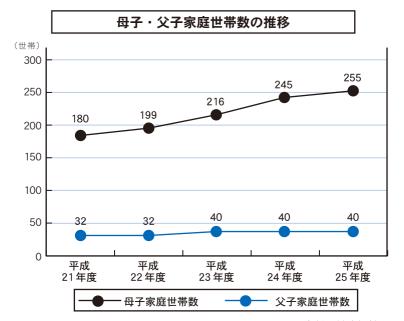
- 悩みを一人で抱え込まず、民生委員・児童委員などへの相談
- 支援を必要としている人があれば、普段から地域での声掛けを行ったり、民生委員・児童委員や 町に情報を提供したり、相談に出向くよう助言の実行
- 子育ての孤立感をなくし、子どもと保護者とがふれあい親睦を深める支援
- 一人親世帯に対して、様々な地域活動をとおして支えあい、地域のつながりの強化

《事業者》

- 就業機会の提供や職業訓練などの安定した雇用機会の創出
- 一人親世帯に対して、育児や子育てなどがしやすい就業環境の整備

◆連携する施策

1-2地域づくり 2-3子育て支援 1-1参画と協働 4-1健康・医療 4-2地域福祉 5-2商工業



資料:健康福祉課